

令和 8 年第 1 回岐阜市議会定例会議案

令和 8 年 3 月 5 日

目 次

第37号議案	令和7年度岐阜市一般会計補正予算（第11号）……………	1
第38号議案	令和7年度岐阜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）…	19
第39号議案	岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例制定について……………	23
第40号議案	岐阜市基金条例の一部を改正する条例制定について……………	27
第41号議案	岐阜市特定都市河川浸水被害対策法施行条例制定について……………	29
第42号議案	和解について（岐阜市生涯学習センター自動車駐車場自動車用 エレベーター破損事故）……………	31
第43号議案	令和7年度岐阜市水道事業会計補正予算（第3号）……………	33
第44号議案	令和7年度岐阜市下水道事業会計補正予算（第2号）……………	43
第45号議案	岐阜市下水道条例の一部を改正する条例制定について……………	53

第37号議案

令和7年度岐阜市一般会計補正予算(第11号)

令和7年度岐阜市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,344,746千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,996,662千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月5日提出

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		68,657,961	299,709	68,957,670
	1 市 民 税	30,804,186	299,709	31,103,895
5 株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付 金		764,000	150,000	914,000
	1 株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付 金	764,000	150,000	914,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		980,000	50,000	1,030,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	980,000	50,000	1,030,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		11,337,000	150,000	11,487,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	11,337,000	150,000	11,487,000
12 地 方 交 付 税		16,100,000	2,602,394	18,702,394

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	16,100,000	2,602,394	18,702,394
14 分担金及び負担金		597,249	△58,167	539,082
	2 負担金	581,903	△58,167	523,736
16 国庫支出金		37,492,907	2,908,012	40,400,919
	1 国庫負担金	29,280,692	596,716	29,877,408
	2 国庫交付金	5,101,590	2,216,155	7,317,745
	3 国庫補助金	3,026,150	95,141	3,121,291
17 県支出金		14,756,404	355,931	15,112,335
	1 県負担金	9,383,879	275,467	9,659,346
	3 県補助金	3,903,442	80,464	3,983,906
20 繰入金		5,463,949	△3,945,811	1,518,138

	2 基金繰入金	5,080,837	△3,945,811	1,135,026
21 繰越金		6,064,667	281,859	6,346,526
	1 繰越金	6,064,667	281,859	6,346,526
22 諸収入		21,527,743	△271,081	21,256,662
	4 雑入	7,314,242	△271,081	7,043,161
23 市債		13,895,100	△178,100	13,717,000
	1 市債	13,895,100	△178,100	13,717,000
歳入合計		203,651,916	2,344,746	205,996,662

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		11,796,082	△12,111	11,783,971
	4 財 政 管 理 費	465,688	57,479	523,167
	6 企 画 費	594,499	5,368	599,867
	7 行 政 管 理 費	6,431,501	△103,218	6,328,283
	8 危 機 管 理 費	1,034,797	28,260	1,063,057
3 民 生 費		76,734,933	1,126,537	77,861,470
	1 社 会 福 祉 費	29,864,358	771,290	30,635,648
	2 子 ども 未 来 費	29,752,266	335,897	30,088,163
	4 市 民 協 働 生 活 費	4,341,753	19,350	4,361,103
4 衛 生 費		13,300,950	△62,858	13,238,092

	3 環 境 費	7,552,675	△62,858	7,489,817
5 勞 働 費		182,671	33,854	216,525
	1 勞 働 費	182,671	33,854	216,525
7 商 工 費		25,110,131	105,169	25,215,300
	1 商 工 費	17,089,117	100,164	17,189,281
	2 ぎふ魅力づくり推進費	8,021,014	5,005	8,026,019
8 土 木 費		18,148,454	1,155,055	19,303,509
	2 道 路 橋 梁 費	5,632,505	410,937	6,043,442
	3 河 川 水 路 費	1,322,899	41,000	1,363,899
	5 都 市 建 設 費	5,801,072	680,718	6,481,790
	6 公 園 費	2,987,054	22,400	3,009,454
10 教 育 費		15,036,269	△900	15,035,369

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小 学 校 費	4,179,480	△16,500	4,162,980
	3 中 学 校 費	2,166,701	15,600	2,182,301
歳 出	合 計	203,651,916	2,344,746	205,996,662

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	6 企画費	移住・定住情報発信事業	5,368
	7 行政管理費	自治体システム標準化事業	434,349
	8 危機管理費	事前復興まちづくり計画策定事業	21,000
		水防団施設改築事業	38,650
3 民生費	1 社会福祉費	超短時間雇用創出事業	21,043
		介護保険施設等整備費助成事業	504,448
	2 子ども未来費	第二子以降出産祝金支給事業	27,022
	4 市民協働生活費	女性の活躍推進事業	545
		氏名の振り仮名法制化対応事業	18,805

款	項	事業名	金額
5 労働費	1 労働費	ぎふ仕事フェア運営事業	8,403
		ワークダイバーシティ推進事業	20,451
		採用ブランディング支援事業	5,000
7 商工費	1 商工費	リノベーションまちづくり推進事業	2,790
		スタートアップ支援事業	9,076
		柳津地域ものづくり産業等集積地計画推進事業	296,616
		喫茶文化振興事業	3,000
		中小企業等DX推進支援事業	1,080
	2 ぎふ魅力づくり推進費	歴史博物館展示環境整備事業	2,321
		歴史博物館総合展示室改装事業	3,005
		eスポーツ普及事業	2,000

8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	金町那加岩地線ほか1路線道路改良事業	100,137
		鷺山下土居線道路改良事業	112,960
		七郷33号線ほか1路線道路改良事業	95,446
		西郷302号線道路改良事業	33,031
		通学路安全対策事業	31,264
		新本町爪線道路改良事業	44,200
		道路局部改良事業	10,597
		蕪城町玉宮町線 無電柱化推進事業	7,000
		上材木町鏡岩線 無電柱化推進事業	3,600
		忠節町1丁目美江寺町2丁目線 無電柱化推進事業	8,400
		松田橋ほか2橋橋梁整備事業	223,870
橋梁点検事業	90,910		

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道路橋梁費	東金宝町線道路舗装事業	37,878
		街路灯整備事業	47,720
		街路灯点検事業	30,000
		冠水表示装置改良事業	9,608
		道路法面整備事業	36,000
		長住町自転車駐車場整備事業	17,130
	3 河川水路費	西出川河川改修事業	30,874
		新荒田川河川改修事業	33,800
		幹線水路改良事業	129,000
		支線水路改良事業	2,040
		内水氾濫リスク調査検討事業	41,000

8 土 木 費	5 都 市 建 設 費	総 合 交 通 協 議 会 負 担 金	1,600
		土 地 区 画 整 理 助 成 事 業	230,470
		G I S 統 合 プ ラ ッ ト フ ォ ー ム 構 築 事 業	27,170
		集 約 型 都 市 構 造 推 進 事 業	12,660
		市 街 地 再 開 発 助 成 事 業	1,585,968
		鉄 道 高 架 関 連 事 業	242,848
		歩 行 者 用 デ ッ キ 整 備 事 業	12,000
	6 公 園 費	岐 阜 フ ァ ミ リ ー パ ー ク 整 備 事 業	54,570
		岐 阜 公 園 整 備 事 業	11,400
		公 園 ス ト ッ ク 再 編 整 備 事 業	27,070
		岐 阜 市 民 公 園 整 備 事 業	36,040
街 路 樹 整 備 事 業		11,000	

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	義務教育学校整備事業	27,900
		藍川小学校校舎解体事業	82,000
	3 中学校費	アントレプレナーシップ教育推進事業	1,700
		義務教育学校整備事業	13,900

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土木費	6 公園費	柳ヶ瀬広場整備事業	257,179	287,000

第3表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
行 政 管 理 事 業 費	16,200	13,900
行 政 管 理 施 設 解 体 事 業 費	28,900	23,800
防 災 施 設 整 備 事 業 費	114,500	113,400
社 会 福 祉 施 設 改 修 事 業 費	74,700	70,000
子 ども 未 来 施 設 改 修 事 業 費	68,600	57,800
子 ども 未 来 施 設 建 設 助 成 事 業 費	566,200	536,200
市 民 協 働 生 活 施 設 改 修 事 業 費	186,500	171,900
保 健 衛 生 施 設 改 修 事 業 費	9,000	6,800
生 活 環 境 施 設 建 設 事 業 費	88,400	82,600

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
生活環境施設改修事業費	29,900	26,400
労働施設改修事業費	10,000	8,400
林業施設改修事業費	8,100	8,200
ものづくり産業等集積地整備事業費	322,000	280,500
ぎふ魅力づくり推進施設改修事業費	3,070,900	3,019,800
県営工事費負担金	496,700	488,400
道路橋梁改良事業費	2,142,800	2,161,500
河川水路事業費	560,000	506,500
都市建設事業費	562,900	787,800
公園施設整備事業費	483,000	480,300
住宅改修事業費	182,200	145,700

消防施設整備事業費	1,925,700	1,856,600
教育研究所改修事業費	2,700	2,300
小中学校改修事業費	662,700	606,200
小中学校解体事業費	39,600	31,600
高等学校改修事業費	7,200	4,900
大学建設事業費	22,800	18,900
大学改修事業費	31,800	29,200
幼稚園改修事業費	18,600	18,300
社会教育施設建設事業費	6,200	5,400
社会教育施設改修事業費	12,200	9,600
計	11,966,800	11,788,700

第38号議案

令和7年度岐阜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

令和7年度岐阜市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和8年3月5日提出

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業費	加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業	328,948

岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年岐阜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条、第25条第2項及び第26条第2項第1号アの規定の適用については、給与条例第23条第1項中「以下「管理職員」とあるのは、「岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年岐阜市条例第6号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額（管理職員にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の66.25、12月に支給する場合においては100分の68.75</u>を乗じて得た額）」とあるのは、「<u>6月に</u></p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条、第25条第2項及び第26条第2項第1号アの規定の適用については、給与条例第23条第1項中「以下「管理職員」とあるのは、「岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年岐阜市条例第6号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>を乗じて得た額（管理職員にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあつては<u>100分の66.25</u>を乗じて得た額）」とあるのは、「<u>100分の95</u>を乗じて得た額」と、給与条例第26条第2項第1号ア中「<u>100分の105</u>（管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）」とあるのは、「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>

支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額」と、給与条例第26条第2項第1号ア中「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5（管理職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5）」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の90」とする。

第2条 岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第23条、第25条第2項及び第26条第2項第1号アの規定の適用については、給与条例第23条第1項中「以下「管理職員」とあるのは、「岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年岐阜市条例第6号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第25条第2項中「 <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額（管理職員にあつては <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあつては <u>100分の67.5</u> を乗じて得た額）」とあるのは、「 <u>100分の96.25</u> を乗じて得た額」と、給与条例第26条第2項第1号ア中「 <u>100分の106.25</u> （管理職員にあつては、 <u>100分の126.25</u> ）」とあるのは、「 <u>100</u>	2 特定任期付職員に対する給与条例第23条、第25条第2項及び第26条第2項第1号アの規定の適用については、給与条例第23条第1項中「以下「管理職員」とあるのは、「岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年岐阜市条例第6号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第25条第2項中「 <u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額（管理職員にあつては、 <u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u> を乗じて得た額、第5条の2に規定する職員にあつては、 <u>6月に支給する場合においては100分の66.25、12</u>

分の88.75」とする。

月に支給する場合においては100分の68.75を乗じて得た額)」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額」と、給与条例第26条第2項第1号ア中「6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5 (管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5) 」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の90」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の岐阜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて改正後の条例の適用の日から施行の日の前日までの間に支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提 案 理 由

特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当に係る支給割合を改定するため、この条例を定めようとする。

岐阜市基金条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市基金条例の一部を改正する条例

岐阜市基金条例（昭和39年岐阜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(基金の名称等)			(基金の名称等)		
第2条 基金の名称、目的及び積み立てる金額は、次のとおりとする。			第2条 基金の名称、目的及び積み立てる金額は、次のとおりとする。		
名称	目的	積立金額	名称	目的	積立金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
鉄道高架事業基金	鉄道高架事業に充てるため	財政の許す範囲内で市長が定める額	鉄道高架事業基金	鉄道高架事業に充てるため	財政の許す範囲内で市長が定める額
(略)	(略)	(略)	庁舎整備基金	庁舎の整備に充てるため	財政の許す範囲内で市長が定める額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

庁舎整備基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

岐阜市特定都市河川浸水被害対策法施行条例制定について

岐阜市特定都市河川浸水被害対策法施行条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第2条 法第38条第3項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあつては、規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、市長の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第3条 法第45条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、市長に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第4条 法第54条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置

(3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

(4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

県知事による特定都市河川等の指定に伴い、特定都市河川浸水被害対策法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

和解について

令和7年7月5日に岐阜市生涯学習女性センター自動車駐車場（以下「本件駐車場」という。）で発生した自動車用エレベーターの破損事故について、次のとおり和解を成立させるものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

1 和解の相手方

羽島郡岐南町在住

個人

2 和解の方針

- (1) 相手方は、本市に対し、本件駐車場を供用することができなかった期間（令和7年7月6日～9月30日（岐阜市生涯学習女性センターの休館日を除く。））における本市の本件駐車場の使用料に係る逸失利益に対し、和解金として1,338,511円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対し、本市が指定する口座に速やかに前号の金員を支払うものとする。
なお、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 本市及び相手方は、本市と相手方との間には、本件事故に関し、前2号に掲げるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第43号議案

令和7年度岐阜市水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和7年度岐阜市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度岐阜市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量(4)を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
イ 水道整備事業	3,623,674 千円	600,130 千円	4,223,804 千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,909,233千円」を「4,029,203千円」に、「361,501千円」を「404,044千円」に、「2,007,829千円」を「2,085,256千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,663,844 千円	480,160 千円	3,144,004 千円
第1項 企業債	2,173,600 千円	348,000 千円	2,521,600 千円
第2項 国県補助金	279,087 千円	132,160 千円	411,247 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	6,573,077 千円	600,130 千円	7,173,207 千円
第1項 建設改良費	4,607,997 千円	600,130 千円	5,208,127 千円
(企業債)			

第4条 予算第6条中「1,176,600千円」を「1,524,600千円」に改める。

令和8年3月5日提出

岐 阜 市 長 柴 橋 正 直

令和7年度岐阜市水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1資本的収入	1企業債 2国県補助金		千円	千円	千円
			2,663,844	480,160	3,144,004
		1水道企業債	2,173,600	348,000	2,521,600
			2,173,600	348,000	2,521,600
			279,087	132,160	411,247
	1国庫補助金	279,087	132,160	411,247	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1資本的支出	1建設改良費		千円	千円	千円
			6,573,077	600,130	7,173,207
		3水道整備費	4,607,997	600,130	5,208,127
		3,623,674	600,130	4,223,804	

令和7年度岐阜市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	715,960
減価償却費	2,503,821
固定資産除却費	82,605
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 5,050
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	50,277
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,718
長期前受金戻入額	△ 270,896
受取利息及び受取配当金	△ 2,500
支払利息	401,230
有形固定資産売却損益 (△は益)	4,965
未収金の増減額 (△は増加)	110,360
未払金の増減額 (△は減少)	△ 66,302
小 計	3,530,188
利息及び配当金の受取額	2,500
利息の支払額	△ 401,230
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,131,458
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 5,071,783
有形固定資産の売却による収入	26,682

無形固定資産の取得による支出	△ 12,271
国庫補助金等による収入	<u>603,815</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,453,557
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,521,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,965,080
リース債務の返済による支出	<u>△ 5,413</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	551,107
資金増加額（又は減少額）	△ 770,992
資金期首残高	<u>2,650,079</u>
資金期末残高	1,879,087

令和7年度岐阜市水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

		資 産 の 部			
1	固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		1,973,521		
	ロ 建 物	2,210,849			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>1,017,548</u>	1,193,301		
	ハ 構 築 物	103,829,590			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>54,027,898</u>	49,801,692		
	ニ 機 械 及 び 装 置	12,048,444			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>7,959,484</u>	4,088,960		
	ホ 車 両 運 搬 具	41,816			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>39,725</u>	2,091		
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	163,452			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>126,548</u>	36,904		
	ト リ ー ス 資 産	54,120			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>5,413</u>	48,707		
	チ 建 設 仮 勘 定		<u>578,071</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			57,723,247	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ ソ フ ト ウ ェ ア		12,271		
	ロ 電 話 加 入 権		<u>900</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>13,171</u>	
	固 定 資 産 合 計				57,736,418

2	流動資産			
(1)	現金預金		1,879,087	
(2)	未収金	556,177		
	貸倒引当金	<u>10,551</u>	545,626	
(3)	貯蔵品		<u>31,591</u>	
	流動資産合計			<u>2,456,304</u>
	資産合計			<u><u>60,192,722</u></u>

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>27,341,666</u>		
	企業債合計		27,341,666	
(2)	リース債務		37,883	
(3)	引当金			
	イ 退職給付引当金	<u>528,135</u>		
	引当金合計		<u>528,135</u>	
	固定負債合計			27,907,684
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,928,047</u>		
	企業債合計		1,928,047	
(2)	リース債務		10,824	

(3)	未払金		339,284	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	<u>76,039</u>		
	引当金合計		76,039	
(5)	預り金		<u>30,949</u>	
	流動負債合計			2,385,143
5	繰延収益			
	長期前受金		12,778,466	
	収益化累計額		<u>7,229,241</u>	
	繰延収益合計			<u>5,549,225</u>
	負債合計			<u><u>35,842,052</u></u>
資 本 の 部				
6	資本金			21,151,655
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 国庫補助金	14,574		
	ロ 県補助金	131,524		
	ハ 一般会計補助金	294,529		
	ニ 工事負担金	540,031		
	ホ 受贈財産評価額	<u>110,447</u>		
	資本剰余金合計		1,091,105	

(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	516,462		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,591,448</u>		
利益剰余金合計		<u>2,107,910</u>	
剰余金合計			<u>3,199,015</u>
資本金合計			<u>24,350,670</u>
負債資本合計			<u>60,192,722</u>

第44号議案

令和7年度岐阜市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和7年度岐阜市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度岐阜市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量(4)を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
ア 下水道拡張事業	653,747 千円	74,000 千円	727,747 千円
イ 下水道整備事業	4,060,873 千円	1,537,378 千円	5,598,251 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,086,353千円」を「3,116,796千円」に、「300,336千円」を「379,849千円」に、「2,185,108千円」を「2,136,038千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	6,199,464 千円	1,580,935 千円	7,780,399 千円
第1項 企業債	3,760,700 千円	844,200 千円	4,604,900 千円
第2項 国県補助金	1,621,417 千円	736,735 千円	2,358,152 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	9,285,817 千円	1,611,378 千円	10,897,195 千円
第1項 建設改良費	5,133,540 千円	1,611,378 千円	6,744,918 千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「1,505,000千円」を「2,349,200千円」に改める。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

令和7年度岐阜市下水道事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
			千円	千円	千円
1資本的収入			6,199,464	1,580,935	7,780,399
	1企業債		3,760,700	844,200	4,604,900
		1下水道企業債	3,760,700	844,200	4,604,900
	2国県補助金		1,621,417	736,735	2,358,152
		1国庫補助金	1,621,417	736,735	2,358,152

支 出

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
			千円	千円	千円
1資本的支出			9,285,817	1,611,378	10,897,195
	1建設改良費		5,133,540	1,611,378	6,744,918
		2下水道拡張費	653,747	74,000	727,747
		3下水道整備費	4,060,873	1,537,378	5,598,251

令和7年度岐阜市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	628,806
減価償却費	3,812,673
固定資産除却費	22,792
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 396
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	49,228
賞与引当金の増減額 (△は減少)	285
長期前受金戻入額	△ 1,650,164
受取利息及び受取配当金	△ 750
支払利息	634,106
未収金の増減額 (△は増加)	426,503
未払金の増減額 (△は減少)	△ 103,397
たな卸資産の増減額 (△は増加)	932
小計	3,820,618
利息及び配当金の受取額	750
利息の支払額	△ 634,106
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,187,262
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 6,041,822
無形固定資産の取得による支出	△ 104,473

国庫補助金等による収入	<u>2,964,501</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,181,794
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	4,604,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 4,152,277</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	452,623
資金増加額（又は減少額）	458,091
資金期首残高	<u>1,021,531</u>
資金期末残高	1,479,622

令和7年度岐阜市下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

		資 産 の 部			
1	固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		7,727,288		
	ロ 建 物	17,122,767			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>6,386,003</u>	10,736,764		
	ハ 構 築 物	150,667,731			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>70,174,036</u>	80,493,695		
	ニ 機 械 及 び 装 置	31,947,249			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>21,640,098</u>	10,307,151		
	ホ 車 両 運 搬 具	22,622			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>18,294</u>	4,328		
	ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	165,914			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>108,778</u>	57,136		
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>2,800,952</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			112,127,314	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 施 設 利 用 権		3,228,115		
	ロ ソ フ ト ウ ェ ア		12,271		
	ハ 電 話 加 入 権		<u>217</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			3,240,603	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産				
	イ 出 資 金		<u>3,500</u>		

投資その他の資産合計		<u>3,500</u>	
固定資産合計			115,371,417
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,479,622	
(2) 未収金	766,115		
貸倒引当金	<u>14,975</u>	751,140	
(3) 貯蔵品		<u>72</u>	
流動資産合計			<u>2,230,834</u>
資産合計			<u>117,602,251</u>
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>46,609,601</u>		
企業債合計		46,609,601	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>606,995</u>		
引当金合計		<u>606,995</u>	
固定負債合計			47,216,596
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,988,866</u>		
企業債合計		3,988,866	
(2) 未払金		532,285	

(3)	引当金			
	イ 賞与引当金	<u>70,256</u>		
	引当金合計		70,256	
(4)	預り金		<u>6,748</u>	
	流動負債合計			4,598,155
5	繰延収益			
	長期前受金		85,321,654	
	収益化累計額		<u>38,539,355</u>	
	繰延収益合計			<u>46,782,299</u>
	負債合計			<u>98,597,050</u>
資 本 の 部				
6	資本金			14,706,928
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 国庫補助金	2,276,716		
	ロ 県補助金	65,685		
	ハ 一般会計補助金	228,149		
	ニ 工事負担金	53,238		
	ホ 受贈財産評価額	<u>67,037</u>		
	資本剰余金合計		2,690,825	
(2)	利益剰余金			
	イ 減債積立金	423,662		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	1,183,786		

利 益 剩 余 金 合 計	<u>1,607,448</u>	
剩 余 金 合 計		<u>4,298,273</u>
資 本 合 計		<u>19,005,201</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>117,602,251</u></u>

岐阜市下水道条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月5日提出

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市下水道条例の一部を改正する条例

岐阜市下水道条例（昭和36年岐阜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(特別な場合における下水料金の算定) 第23条 公共下水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの下水料金（ <u>従量料金を除く。</u> ）は、次の各号に掲げる当該下水料金の算定期間内の使用日数に応じて、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) (略) 2～4 (略)	(特別な場合における下水料金の算定) 第23条 公共下水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの下水料金（ <u>超過料金を除く。</u> ）は、次の各号に掲げる当該下水料金の算定期間内の使用日数に応じて、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) (略) 2～4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

下水料金に係る用語を整理するため、この条例を定めようとする。